

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 訂正請求に係る 保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容 その他保有個人情報 を特定するに足りる事項	(お) 訂正を求める箇所	(か) 訂正を求める内容	(き) 担当	(く) 訂正請求に係る 保有個人情報	(け) 決定	(こ) 訂正を行わない理由	(さ) 異議申立て年月日	(し) 異議申立ての趣旨及び理由
1	平成24年度諮問受理第3号	平成24年5月17日 付け大市大病第65号	平成24年1月31日	〇〇科の診療録（外来診療録）	〇〇クリニックを希望されたので→の点	私の希望では無く、他院指示は、当院〇〇教員だ。	公立大学法人大阪市立大学医学部・附属病院運営本部医事運営課患者支援担当、庶務課庶務担当	〇〇科の外来診療録のうち「私の希望では無く、他病院指示は、当院〇〇教員だ。」の点	平成24年2月29日 付け大市大病第606号 訂正不承認決定	当院医師は、診療拒否し他院受診を強要したわけではなく、大学病院で診療を行う必然性は乏しいとの診断を行ったうえで地域の医療機関をすすめたものであり、訂正を求める内容が事実であると確認できないため。	平成24年3月12日	処分の取り消しを求める。 自由診療阻外した。特定機能病院（本院）で、検診等不要との回答。所見は、大阪市へ提言する。※専門的医療不要の開示決定有
2	平成24年度諮問受理第78号	平成24年11月8日 付け大市大病第316号	平成24年7月25日	大生保生第114号「当院レセプト」の傷病名2の点	〇〇症の疑い	「の疑い」を削除	公立大学法人大阪市立大学医学部・附属病院運営本部患者支援課患者支援担当・庶務課庶務担当	大阪市立大学医学部附属病院のレセプト（平成23年5月分）のうち、傷病名2「〇〇症の疑い」の点	平成24年8月23日 付け大市大病第213号 訂正不承認決定	前医からの診療情報提供書に記載のとおり、（中略）大阪市立大学医学部附属病院での初診時においては、医師が「〇〇症の疑い」に留めたためであり、また、訂正を求める内容が事実であると確認できないため。	平成24年9月28日	処分の取り消しを求める。 〇〇症は、定期検診要す規定。疑いの理由不明。

(注) 1 (え) 欄から(か) 欄まで及び(し) 欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 (き) 欄については、(け) 欄に記載の決定時点における担当名としている。